

柔道整復療養費の審査状況 (調査結果のまとめ)

1. 目的

柔道整復療養費に係る諸課題の議論に資するため、全国健康保険協会及び国民健康保険団体連合会における柔道整復療養費の審査状況等に関する調査を実施したもの。

2. 調査対象

全国健康保険協会及び国民健康保険団体連合会を対象として、以下の項目について、主に令和元年度及び令和2年度の数値を調査した。

- (1) 柔道整復療養費審査委員会について(設置状況、開催日数、重点審査対象、審査方法、委員構成等)
- (2) 面接確認委員会について(設置状況、実施回数、面接対象施術所、委員構成等)
- (3) 審査・支払いを担当する職員について(職員数、審査(事務点検)対象、審査(事務点検)流れ、外部委託等)

3. 調査時期

令和3年10月11日から11月8日にかけて実施した。

I 柔整審査会について①

1. 柔整審査会(※)の設置状況(令和2年度末現在)

設置数
94審査会

※「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について(通知)」(平成11年10月20日保険発139号)の「柔道整復療養費審査委員会の審査要領」に基づいて設置されている柔道整復療養費審査委員会の数を集計したもの。

2. 年間の開催日数(令和2年度)

月1回程度開催されている。

年間平均開催日数
12.3日

3. 重点審査の対象

柔整審査会の審査要領に基づき、重点的に審査している事項を調査したところ、「多部位施術」、「長期施術」、「頻回施術」、「部位転がし」等の施術傾向が認められるものについて重点的に審査していた。

例えば、「多部位施術」については、3部位以上と定義しているケースが多く、その他の施術についても、柔整審査会で一定の定義を定めて審査を実施するなどの工夫が見られた。

このほか、高額な請求となっている申請書を重点的に審査するなど、独自の基準を設けている柔整審査会もあった。

4. 審査方法

「形式審査」、「内容審査」、「傾向審査」、「縦覧点検」を実施している柔整審査会は以下のとおりであり、縦覧点検を行っている柔整審査会は半数弱であった。

形式審査	内容審査	傾向審査	縦覧点検
85審査会/94審査会	94審査会/94審査会	87審査会/94審査会	38審査会/94審査会

※ 柔整審査会で形式審査を行っていない場合も、申請書の記載誤り等については事前の事務点検を行い、不備がある場合は返戻を行っている。

I 柔整審査会について②

5. 審査の流れ

柔整審査会が審査を行う前に、職員や委託業者による仕分け作業等を行っているケースが多く見られた。

実際の審査に当たっては、「多部位施術」、「長期施術」、「頻回施術」などについて一定の定義を定め、その定義に該当する施術について、照会等により確認を行うこととしているケースが多く見られた。

このほか、①高額請求の申請書を優先して審査する、②施術所ごとの申請の傾向を把握するため、地域ごとに同じ審査委員が審査する、③専門性が高い申請書は施術担当者代表の審査委員が審査するなどの工夫を行っているケースが見られた。

6. 他の柔整審査会、地方厚生(支)局及び都道府県との情報交換

他の柔整審査会、地方厚生(支)局及び都道府県と「定期的に情報交換を行っている柔整審査会」は少なかったが、「必要に応じて情報交換を実施している柔整審査会」と合わせると、約半数が情報交換を行っていた。

7. 柔整審査会委員の各代表及び学識経験者の人数(令和3年9月1日現在)

施術担当者代表	保険者代表	学識経験者
全国計 371人 (平均 3.9人)	全国計 370人 (平均 3.9人)	全国計 260人 (平均 2.8人)

施術担当者代表の委員が所属する団体の内訳

公益社団法人 都道府県 柔道整復師会	公益社団法人 都道府県 柔道整復師会 以外
全国計 299人 (平均 3.2人)	全国計 72人 (平均 0.8人)

公益社団法人 都道府県 柔道整復師会以外 の審査委員が 在籍する 柔整審査会数
44審査会/94審査会

Ⅱ 面接確認委員会について①

1. 面接確認委員会(※)の設置状況(令和2年度末現在)

設置数
69委員会

※「柔整審査会における柔道整復師への面接確認について」(平成30年12月17日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)に基づいて設置されている面接確認委員会の数を集計したもの。

2. 面接確認委員会の実施状況(令和元年度、令和2年度)

令和元年度

実施回数	対象施術所数
全国計 55回 (平均 2.1回)	全国計 58施術所 (平均 2.2施術所)

※ 令和元年度に面接確認を実施していない面接確認委員会が43委員会あったため、平均回数及び平均施術所数の母数は26委員会としている。

令和2年度

実施回数	対象施術所数
全国計 59回 (平均 2.3回)	全国計 67施術所 (平均 2.6施術所)

※ 令和2年度に面接確認を実施していない面接確認委員会が43委員会あったため、平均回数及び平均施術所数の母数は26委員会としている。

面接確認を実施していない理由は、「面接確認の対象となる施術所がなかった」、「面接確認前の指導で改善された」という理由が多数を占めた。また、令和2年度は、新型コロナ感染拡大防止のため、面接確認を実施しなかったケースも見られた。

3. 面接確認の対象施術所

「多部位施術」、「長期施術」、「頻回施術」、「部位転がし」等の施術傾向が認められる施術所について注意喚起等を行い、一定の経過観察等を行った上で、改善が見られない場合に、面接確認の対象としているケースが多く見られた。

Ⅱ 面接確認委員会について②

4. 面接確認委員の各代表及び学識経験者の人数(令和3年9月1日現在)

施術担当者代表	保険者代表	学識経験者
全国計 125人 (平均 1.9人)	全国計 126人 (平均 1.9人)	全国計 114人 (平均 1.7人)

※「面接確認委員会を実施する予定がない」等の理由により、令和3年9月1日現在に委員が指名されていない面接確認委員会が3委員会あったため、平均人数の母数は66委員会としている。

施術担当者代表の委員が所属する団体の内訳

公益社団法人道府県 柔道整復師会	公益社団法人道府県 柔道整復師会以外	公益社団法人道府県柔道整復師会以外 の委員が在籍する面接確認委員会数
全国計 102人 (平均 1.5人)	全国計 23人 (平均 0.3人)	20委員会/66委員会

※「面接確認委員会を実施する予定がない」等の理由により、令和3年9月1日現在に委員が指名されていない面接確認委員会が3委員会あったため、平均人数の母数は66委員会としている。

Ⅱ 面接確認委員会について③

5. 面接確認委員と被面接者の所属団体が同じ場合の取扱い

内訳	面接確認委員会数
他の団体の委員により面接を実施する	24委員会(12)
施術者委員全てが同じ団体に所属しているため、保険者代表と学識経験者のみで実施	4委員会(4)
特に定めていない、今後検討	14委員会(12)
これまで事例がない	16委員会(11)
同じ団体でも面接を実施する	4委員会(4)
その他	7委員会(5)

※ 括弧内は、公益社団法人都道府県柔道整復師会
以外の委員がいない面接確認委員会の回答

6. 独自の取組

「面接確認を実施する施術所の過去の申請状況を事前に準備する」、「関係書類の改ざん防止のため、面接日は直前に通知する」、「面接確認の内容について協会けんぽ・国保連合会で情報交換を行っている」などの取組を行っているケースがあった。

Ⅲ 審査・支払いを担当する事務職員(担当職員)について

1. 審査・支払いに係る業務に従事している職員の人数

審査業務	支払業務
全国計 251.53人 (平均 2.7人)	全国計 159.53人 (平均 1.7人)

2. 審査(事務点検)の対象

内訳	団体数
全ての申請書について審査(事務点検)を行っている	93
一部の申請書のみ審査(事務点検)を行っている	1

※ 「一部の申請書のみ審査(事務点検)を行っている」と回答した団体は、重点審査基準を設けて、申請書の審査(事務点検)を行う頻度を変えている。

3. 審査(事務点検)の流れ

受付簿などを作成した上で、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成11年10月20日保険発第138号)の「柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領」などに基づき、審査(事務点検)を実施していた。審査(事務点検)の実施に当たっては、申請書をOCR処理して、系統的にチェックしているケースも多く見られた。

4. 審査(事務点検)の外部委託

審査(事務点検)を実施するに当たり、申請書のOCR処理のほか、審査(事務点検)や受付・返戻業務等についても外部委託しているケースが見られた。

5. 支払いの事務処理

申請書受付時又は柔整審査会での審査が終了したタイミングなどで、申請書をOCR処理等によりデータ化し、医療費の支払システムにデータを読み込ませることにより、支払いが行われていた。